

# まつもとほうじん

令和元年  
(2019年) 7月号  
第534号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## 松本法人会部会紹介シリーズ



中上地区に、かつて商都松本を支えた水運業の歴史を伝える記念碑があるよ。

### - 主な記事 -

税務ポイント.....	2頁
皆さんこんにちは・等々力充氏.....	3頁
頑張ってます・有賀元彦氏.....	3頁
労務レポート.....	4～5頁
部会紹介シリーズ行ってきました！白板部会.....	6頁
「お疲れさま」から考える.....	7頁
親睦ゴルフ大会開催報告、保健の窓.....	8頁
青年部・女性部コーナー.....	9頁
会員福利厚生制度PR.....	10頁
7月の予定、県連総会開催報告 等.....	11頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、川柳コーナー、あとがき.....	12頁
献血活動へのご協力をお願い.....	付録

松本法人会白板部会は松本市白板、巾上、中条、宮淵地区をそのエリアとして

おり、松本駅アルプス口（西口）や協立病院、北松本駅、宮淵の浄化センターなどがその中にございます。

今回、ご紹介させていただいたのは商都松本を水運面で支えていた歴史を物語る巾上地区にございます「犀川通船記念碑」です。 6頁に関連記事

**第28回**  
**行ってきました！**  
**～白板部会～**

(山口吉孝編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>136</sup>〕所得税関係

## 医療費控除の対象となる医療費について

**Q** 医療費控除の対象となる医療費について教えてください。

**A** 医療費控除の対象となる医療費は次のとおりであり、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

- 1 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価（ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。）
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価（風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。）
- 3 病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価（ただし、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。）
- 5 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価（この中には、家政婦さんに病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対する対価も含まれますが、所定の料金以外の心付けなどは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象となる医療費になりません。）
- 6 助産師による分べんの介助の対価
- 7 介護福祉士等による一定の喀痰（かくたん）吸引及び経管栄養の対価  
（経管栄養とは、経口摂取が不可能あるいは不十分な患者に対し、体外から消化管内に通したチューブを用いて流動食を投与する処置を言います。）
- 8 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- 9 次のような費用で、医師等による診療、治療、施

術又は分べんの介助を受けるために直接必要なもの

- (1) 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの（ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。）
- (2) 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入費用（ただし、治療を受けるために直接必要としない近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用は含まれません。）
- (3) 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代（この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。）  
（注1）医療費の中には、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療等の費用に相当するものや前記(1)・(2)の費用に相当するものも含まれます。  
（注2）おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降である場合において、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村长等が交付する「おむつ使用の確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 10 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金
- 11 日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんに係る患者負担金
- 12 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定保健指導（一定の積極的支援によるものに限ります。）のうち一定の基準に該当する者が支払う自己負担金  
（注）平成29年1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの間に支払う特定一般用医薬品等の購入費は、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときに、選択によりセルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の対象となります。  
（所法73、所令207、所規40の3、所基通73-3から7、昭62・12直所3-12、平12・6課所4-9、4-11、平13・7課個2-15、平14・6課個2-11、平15・12課個2-28、2-31）  
（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿）  
（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん  
こんにちは♪

(株)武井組  
安曇野市穂高  
代表取締役 等々力 充氏

### 『地域の皆様とともに歩む』

安曇野市穂高にございます株式会社武井組は、創業昭和40年の古くから総合建設業（土木・建築・舗装・上下水道・造園・設計施工など）を手掛けており、併せて一級建築士事務所でもあります。創業当初から地域に密着し、地域の発展に貢献すべく活動を続けている企業で、その実績も枚挙に暇がありません。地域の皆様が心から求めているものを常に追求しながら基本設計からはじめる住宅施工、公共土木、地域整備等総合的な取り組みをしている企業です。

そんな武井組さんが新たに掲げる目標は、美しい自然、そして環境を維持しつつ、より人間的な視野を大切にされた企業活動に邁進していくことであるとおっしゃっていました。単に利益追求でなく、社会貢献の原点を再確認しながら、今後も地域の皆様のご要望に誠実に応えていきたいと熱いまなざしで語ってくださった新社長の等々力充さんでした。

(沖健吏編集委員)



頑張ってます!!

『誠実さと創造性を大切に』

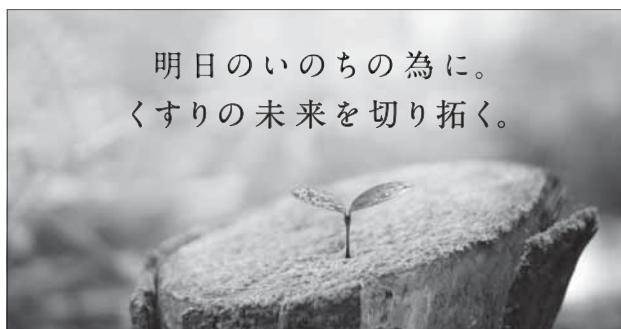
(有)新電舎  
松本市里山辺  
有賀 元彦氏

松本市里山辺にあり  
ます「プラント制御・計  
装工事の設計、施工、保守及び請負」を生業とする、創業87年になる(有)新電舎で働く有賀元彦さん。9年前松本に戻り、理系は苦手とっていたが家業に就いた。苦手克服と勉強の為、年1つの資格取得を目標に持ち、専門家として知識と経験を積んできた。現場は全てがオンリーワンの為誠実に、0から創り上げることに魅力を感じているようです。

3年ほど前からIoTの研究を始め現場状況をスマホ、パソコンから遠方監視できるシステムを実用化。今年同システムを使用する工事を複数受注。リアルタイムで現場監視できる為、管理者の方からも喜ばれているとのこと。新技術として今後の事業の柱にするべく日々研究を重ねています。

趣味はスキー、スノーボード。家族と共に過ごす時間を大切に、最近はキャンプにも面白さを感じているようです。

(山口吉孝編集委員)



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

さあ！ネットで申告・納税  
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

# 労務レポート

## 令和を迎え、平成の「働き方関連法」を振り返る

社会保険労務士 高砂礼次



令和の新時代が幕を開けました。近年、日本の景気は世界経済の拡大に伴いグローバル企業を中心に収益が回復し、雇用・所得環境も緩やかに改善するなど回復基調を続けてきたといわれています。しかしながら地域の経済と雇用の担い手である、地方の企業の多くは景気回復の実感は乏しく、人手不足問題の深刻化、米中貿易摩擦の影響などにより国内経済への影響が懸念される状況にあり予断を許さない状態にあります。

今回のレポートでは平成の時代を労働関連法の変遷とともに振り返り、令和の時代がどのような時代になっていくのかを少し考えてみたいと思います。

### 1. 平成の時代 日本経済と人口推移

はじめに平成の時代の国内経済状況を振り返ってみるにあたり、一つの指標であります名目GDP（国内総生産：一定期間に生み出された付加価値の総額）について、昭和の終わりから一定期間の推移を見てみたいと思います。

1987年（昭和62年）	約2495億ドル
1997年（平成9年）	約4415億ドル
2007年（平成19年）	約4515億ドル
2017年（平成29年）	約4884億ドル

数値はIMFの発表による

は昭和となりますが、までの10年間で約170%の成長を遂げています。その後 までの10年間では102%と横ばい、 までの最後の10年間では108%とやや伸び、大きな成長を遂げた序盤に比べ、中・終盤は伸び率が緩やかになりましたが、経済面については平成を通じて成長を続けてきたことがわかると思います。なお、2007年まではGDP値は世界第2位でしたが、その後、2007年からの10年間で330%を超える成長を遂げた中国に追い抜かれ、現在は3位となっています。ちなみに国内総生産は各国の経済力を示す重要な指標とされていますが、詳細な計算方法は公開されていません。

続いて人口推移についてみてみます。「総人口」と「生産年齢人口（15～65歳）」の2つの数値を確認してみたいと思います。

1987年（昭和62年）	総人口：約1億2224万人	生産年齢人口：約8400万人
1997年（平成9年）	総人口：約1億2616万人	生産年齢人口：約8700万人
2007年（平成19年）	総人口：約1億2803万人	生産年齢人口：約8300万人

2017年（平成29年）総人口：約1億2667万人

生産年齢人口：約7600万人

数値は総務省統計局より

我が国の経済情勢と人口についてはこのような推移を見せており、今後さらなる人口並びに生産年齢人口の減少、少子高齢化社会の進展に伴う人手不足の深刻化、そして、それらに伴う市場規模の縮小といった問題が大きくなっていくことが容易に想像できます。

### 2. 労働関係法律変遷（昭和の終わり～平成）

それでは続いて、昭和の終わりから平成の主な労働関係法律制定・改定の変遷について確認してみたいと思います。

- (1) 「高齢者等雇用安定法」 1986年 改正1994年、2014年
  - 60歳定年一般化を目指す
  - 1998年より、60歳定年の義務化、60歳以上の高齢者派遣原則自由
- (2) 「労働基準法」の改正
  - 法定労働時間の短縮。本則に、週40時間制
  - 変形労働時間制の拡充
  - 事業場外労働及び裁量労働における「みなし労働時間制」の整備、導入
  - 年次有給休暇制度の拡充
  - 賃金・退職手当に関する規定の整備
    - 1993年改正 -
  - 週40時間制の原則化
  - 年単位の変形労働時間制の導入と年少者への適用
  - 時間外、休日労働に関する割増賃金率の改正
  - 裁量労働制の適用範囲業務の拡大
  - 年次有給休暇の付与要件の緩和
    - 1997年改正 -
  - 雇用機会均等法の改正により女性保護規定を撤廃
    - 1998年改正 -
  - 書面により明示すべき労働条件範囲の緩和
  - 新たな裁量労働制の導入
- (3) 「パートタイム労働法」 1993年 2007年改正
  - 短時間労働者の雇用管理の改善の措置等を講ずることにより、その事業主に対する一定の責務を規定
- (4) 「雇用保険法」の改正
  - 1994年 -
  - 高齢者雇用継続給付、育児休業給付の導入等
    - 1998年 -
  - 教育訓練給付の創設

- 介護休業給付制度の創設
- (5) 「労働者派遣法」の改正
  - 1996年 -
  - 育児・介護休業取得者の代替要員に係る派遣事業の特例を認め、派遣対象業種を26に拡大
    - 2003年 -
  - 「物の製造」の業務についても適用対象とし一定期間1年間の期間期限を適用
- (6) 「育児・介護休業法」1999年
- (7) 「新・男女雇用機会均等法」1999年
  - 名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改め、努力義務規定を禁止規定にする。
    - 2006年より -
  - 間接差別(募集・体重・採用時等)の禁止
  - 男性へのセクシャルハラスメントの禁止
- (8) 「労働契約法」2008年
  - 労働契約の締結・変更・継続・終了
  - 有期労働契約 2012年より
  - 無期雇用契約への転換
  - 不合理な労働条件の禁止
- (9) 「特定求職者支援法」2011年
  - 雇用保険を受給できない求職者に訓練を受講する機会を確保する
- (10) 「女性活躍推進法」2016年
- (11) 「技能実本法」2017年
- (12) 「働き方改革関連法」2018年
  - 2018年6月29日成立、7月6日公布。労基法、労働契約法等、8つの法律一括改正
  - 残業時間の上限規制 残業は、年720時間、月100時間未満2-3ヶ月平均80時間
    - ➔ 罰則有 2020年4月より
  - 割増賃金率の猶予措置廃止 月60時間超50%割増率義務化 2023年4月～
  - 同一労働同一賃金 正規・非正規の不合理待遇格差禁止 2021年4月～
  - 年休取得義務化 年休5日迄時季指定を企業に義務付け 2019年4月
  - 勤務間インターバル制度 終業～翌日始業まで一定時間休息確保 2019年4月
  - 高度プロフェSSIONAL制度 年収1075万円以上労働時間規制除外 2019年4月

- フレックスタイム制見直し 清算時間の上限3ヶ月に延長 2019年4月
- 産業医機能強化 健康管理情報提供義務付 2019年4月

このように、長い年月をかけて働く人々の「働く環境・働く条件の改善」「社会保障体制の確立と向上」が求められ、制度が作り上げられてきました。私たちが取り巻く環境はこれからも変化していきますが、働く人々が幸せになれる制度作りを官民一体となって進めていきたいものです。

### 3. 少子高齢化・人口減少時代に企業に求められる対応とこれからの国の施策

少子高齢化の進行により我が国の人口、生産年齢人口は前述の通り減少していきます。すでに多くの企業でも問題となっております人手不足は、このままではより大きな影響を企業にもたらします。その一方で世界の人口は毎年1億人のペースで増加を続けており、地球規模では市場は拡大を続けています。こうした状況の中、国としても次のような対策を企業に求めています。

- (1) 海外からの労働力の受け入れ
- (2) 高齢者の就労延長
- (3) 女性の登用
- (4) 電子化・IoT化・AI化
- (5) ロボット化
- (6) 就労人口の職業間移動の推進
- (7) 職業の多様化

時代の流れと共に社会情勢や市場は大きく変わっていきます。今回は我が国の変遷を、労働関連法をテーマに振り返って見ましたが今後どのような対応が各企業に求められていくのでしょうか。「令和」という新しい時代の幕開けに、新鮮な気持ちで、知恵ある対応をして、先人の努力を次の世代へ繋げ発展していただきたいと願ってやみません。

#### 高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10  
TEL・FAX 0263-54-2690



地域社会の繁栄のために。  
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

**鍋林株式会社**  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

松本法人会  
部会紹介  
シリーズ

第28回 行ってきました! 白板部会

犀川を使った水運事業の歴史を伝える

様々な技術や交通網が進化した現在、とれたての食材やそれぞれの地域でしか買うことのできなかった物も、スマホやパソコンを使ってインターネット通販を利用すれば欲しいものが翌日には自宅に届く、昔の人からすれば夢のような時代になりました。こうした物流事情は鉄道や自動車の発明、鉄道網や高速自動車道などの整備が進んだ近年飛躍的に進化してきましたが、それまでは人の力、そして水の力を利用した物流が長らく日本の経済を支えてきました。

今回、表紙でご紹介した「犀川通船記念碑」は、松本市街地から渚の交差点に向かう途中の巾上地区、女鳥羽川沿いにございます。知っている方は少ないかと思

われますが「犀川通船」は江戸時代の後期天保年間から明治時代にかけて商都松本の発展を一部で支えてきた犀川を利用した水運事業です。江戸時代、海のない信濃の国では物流に関しては陸上の物資輸送が中心でした。幕府としても開府以来道路や宿場、伝馬制(馬を使った輸送通信手段)を中心に整備を進めてきていたので、この地域でも陸路での物流が中心となっていたようです。

犀川通船は信府松本城下と善光寺平を結ぶ水路として筑摩郡庄内組白板村の折井儀右衛門、宮淵村の赤穂勘右衛門、水内郡新町村の大内源之丞の出願により天保三年(1833年)八月に開通したそうです。はじめ白板・新町間、約60キロをおよそ7時間で結ぶ区間でしたが水路は伸びて善光寺平に及びました。ただ、新し

い物流網の誕生は、それまで物流面を支えていた陸運業に携わる人々から既得権益の侵害になるということで強い反対にあい、開業許可を得るために非常に長い期間を要したそうで、しかも積み荷などに関して宿場側と、違反すれば積み荷や船を焼かれてしまうというような厳しい取り決めをかわしていたそうです。



往時の水運の様子が描かれた記念碑

明治四年廃藩に至りその独占権と多年抗争を重ねた善光寺街道各宿との約定も破棄され、人貨の運輸も自由となり、数隻の船が連日就航して大いに賑わいました。明治九年には儀右衛門の子孫、折井良吾は改めて通船問屋を建て松本と長野方面との船運にあたり、勘右衛門の子孫赤穂益作も新橋を起点とした別会社を経

営していたようですが、明治二十五年に合同して通船会社を興したそうです。しかし、この水路は明治三十五年鉄道篠ノ井線の開通によりまず衰え、昭和十二年陸路犀川線の全通により全く廃されその使命を終えたとのことです。

現在、松本から信州新町まで車で約1時間30分。長野市までなら車でも、電車でも1時間ほどで行くことができます。時代の流れ、技術の進化により便利な世の中になりました。「地球が狭くなっているのかな」と感じるとともに、今回の取材を通じて昔の人々の生活に少し想いを巡らせることができました。

(山口吉孝編集委員)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

**サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

白板部会

該当エリア: 松本市白板、巾上、中条、宮淵地区  
会員数: 64社

部会長: 折井哲朗氏(折井電池株)

部会長より: 松本駅の東側に比べて西側エリアは少し落ち着いた感じもしますが、いろいろなお店やスポットもございます。部会の皆さんと頑張ってくださいますのでどうぞよろしく願い申し上げます。

# 「お疲れさま」から考える

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間 千映子

労働力確保が命題となっている昨今では、どの職場でも外国人労働者の活用は必須です。他国の人々との協働を考える時、「ロウドウ」文化の違いを知っておくのもコツの一つ。そこで今回は、「お疲れさま」というかけ声から、「ロウドウ」文化の違いをのぞいてみよう。

「お疲れさま」。ひと仕事終わると、その働きへのねぎらいの声掛けが誰からともなく起きるのが日本だ。日本では、働くことを上下なく「ねぎらう」のだ。ところが、もともと身分格差が激しく、奴隷に生産活動を担わせていた他国では、上下なく「ねぎらう」という文化は希薄だ。

「ねぎらう」は、相手をいたわる気持ちの表現だから、「お疲れさま」の後ろに続くのは、「一息ついて」とか、「ありがとうね」「もう一働き、頑張ろう」という励ました。そこには風通しの良さとか、明るさを感じることができる。課題に共に向かう姿勢が、そこにはある。

ところで「ねぎらう」を漢字で書くと「労う」となる。「いたわる」を漢字で書いても、「労る」となる。「労」の読み音は「ロウ」だから、「働く」の前にロウが付くと、「労働」となり「ろうどう」となる。この労働という言葉に続くのは、労働災害とか労働組合といった、対峙する姿勢がつきまとう言葉が続き易く、働くという活動に喜びとか愉しさといった気配は薄い。

「労う」と同じ「労」という文字であるにもかかわらず、「労」の読み方を変えたただけなのにこうまでイメージが変わるとはと驚きだが、日本が文字を持った経緯が絡んでいると知れば、納得できる。

日本語の前身、大和言葉の時代の日本は、小さな社会だったので、読み音だけで文字の必要がなかった。ところが仏教伝来で、文字の便利さに気付いた日本は、古代中国から漢字を持ち込んだ。その時、大和言葉で「みず」と呼んでいるものは古代中国では「スイ」と呼んでいる物と同じであ

り、それには「水」という文字が充てられているようだという、意識のためのすり合わせが行われた。日本の漢字に音訓のあるのはそれゆえだが、異文化と国境を接していない日本は、物と異なり、人の活動を表す言葉には文化の違いが色濃く反映されていることを見落とした。

「労」という文字にも二面性が生じ、今日引きずっているのはそれゆえだろう。

ついでに言えば、「働」という文字は日本製で、大陸では「動」と書き「労働」と書く。生産活動に人と機械の区別はない。表意文字を生んだ大陸では機械のように“こき使われる”のが“はたらく”なのだ。もちろん、日本語の「遊び疲れる」という状況は大陸の人々にもあるが、自発的活動で“つかれる”場合は「累」を使い、「労」は使わない。「労働」の読み音は「ロウドウ」なので、読み音では大陸の「労働」と同じだが、活動思想は180°違っているのだ。

外国人労働者の彼らと日本人との協働は、「お疲れさま」の“疲れる”は「労」ではなく「累」からだということが彼らに身についた頃、ようやく生まれるのだと思う。

## 【筆者略歴】

玄間千映子（げんま・ちえこ）(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。



財団法人日本船舶振興会（現日本財団）役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプションー問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

# 第18回会員親睦ゴルフ大会開催

6月22日(土)あづみ野カントリークラブにおいて第18回会員親睦ゴルフ大会を開催しました。途中、少々雨が降りましたが何とかお天気も持ちこたえ、参加した27組108名の方々が熱戦を繰り広げました。

大会では、団体戦と個人戦を行い、団体戦では、芳川部会チーム(浅川琢夫氏・足立寿喜夫氏・西沢正之氏・橋本要氏)、レディス部門では杉崎みな子氏、個人部門では降籬一路氏がそれぞれ優勝しました。主な結果は下記のとおりです。

また、今回もチャリティー募金を行い、参加された皆様から81,001円の篤志が集まりました。お預かりしました募金は本年度も「松本山雅フットボールクラブ」へのパートナーズポンサー支援と

いう形で使わせていただきたいと考えております。皆様のご支援ありがとうございました。



見事団体戦で優勝した芳川部会チームの西沢さん(右)

主な成績(敬称略)

【団体戦】		【レディス部門】		ネット	グロス	【個人戦】		ネット	グロス
優勝	芳川部会	優勝	杉崎みな子	71.6	104	優勝	降籬 一路	71.6	80
準優勝	塩尻部会B	準優勝	大木 真澄	74.6	107	準優勝	笠原 建之	71.6	86
3位	穂高部会E	3位	小寺 泰子	75.0	93	3位	小林 曆史	71.8	85

## 保健の窓

### 風しんを流行らせないために

風しんの流行が各地で報告されるようになりました。風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、成人が発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛など、小児より重症化することがあります。重篤化すると脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど入院加療を要することもあるため、決して軽視はできません。

さらに問題とされているのが風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、先天性風しん症候群(眼や心臓、耳などに障害が出る場合があります)の子どもが生まれてくる可能性が高くなるとい

う点です。感染経路は飛沫感染が主であり、ヒトからヒトへ感染が伝播していくのですが強い感染力を持っていることも注意が必要です。

妊婦の方に対しての注意喚起(妊娠前の抗体検査や妊娠中は人込みを避ける等)はなされていましたが、近年は成人男性を中心に感染が流行しており、彼らを通じて妊娠中の女性への感染がおこらないように注意が必要となっています。厚生労働省としても2019年から、風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった1962年4月2日~79年4月1日生まれの男性に対して抗体検査とワクチン接種の費用を無料にするという対策を実施し始めています。

風しんは、男性もワクチン接種をすることで流行を防ぐことが出来る病気です。生まれてくる大切な命に悲しい思いをさせないためにも、今一度抗体検査をされてみてはいかがでしょうか。



## 青年部コーナー

### 6月例会報告

#### 『租税教室講師育成講座(模擬授業)』

6月20日(木) 青年部6月例会を開催しました(担当第一委員会:牛越秀男委員長)。今回の例会では現在青年部が精力的に取り組む小学生を対象とした租税教室で、今後講師役を担当していただく部員を増やしていくことを目的として租税教室育成講座(模擬授業)を開催しました。授業を細かくパート分けし参加者に担当いただき、本番の雰囲気を経験していただくことが出来ました。講師依頼は全てお受けし、管内全ての小学校での租税教室開催を目標に掲げ青年部では租税教育活動に取り組んでまいります。



模擬授業で講師役を体験された皆さん

## 女性部コーナー

### 6月例会のご案内

#### 信州花フェスタ見学と昼食会

6月14日(金)に開催された女性部6月例会は、4月25日から6月16日まで松本市や安曇野市などで開催されてきました「信州花フェスタ」のメイン会場である信州スカイパークの見学と昼食会という内容で実施いたしました。

メイン会場だけでも700品種100万株もの花々が咲き誇るイベントは期間中、想定来場者数50万人を大きく上回る70万人を超える大変大勢の方が訪れたそうです。お天気にも恵まれ、例会に参加された皆さんも美しい花々に癒されていたようでした。見学終了後には昼食会も開催し、部員同士の親睦を大いに深めることができました。



大勢のご参加ありがとうございました

## 『松本法人会 青年部・女性部 部員大募集!!』

松本法人会青年部・女性部では税務はもちろん企業経営に役立つ各種研修会やスポーツなどの楽しい親睦事業、さらには租税教育活動などの社会貢献事業をそれぞれ精力的に展開しております。あなたも青年部・女性部活動に参加し、自己研鑽を図るとともに仲間たちとの親睦を深め、新しいご縁を探しませんか!

### 青年部概況

- 事業
  - 租税教育活動(租税教室講師役)
  - 隔月に例会を開催
  - 親睦事業(ビールパーティー・ゴルフ大会等)
  - 社会貢献活動(献血活動等)
- 入部条件
  - 松本法人会会員企業の経営者、経営幹部または従業員(50歳未満)

- 部費 10,000円(年額)
- 部長 廣田伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
- 部員数 104名

### 女性部概況

- 事業
    - 隔月に例会を開催
    - 社会貢献活動(奉仕活動等)
    - 租税教育活動(税に関する絵はがきコンクール)
  - 入部条件
    - 松本法人会会員企業の女性経営者(経営幹部)女性従業員
  - 部費 3,000円(年額)
  - 部長 小林秀子氏(プロテクト株)
  - 部員数 70名
- 皆様のご参加をお待ちしております お問い合わせは事務局(☎35-8080)まで!

# アフラックは医療保険 契約件数16年連続No.1

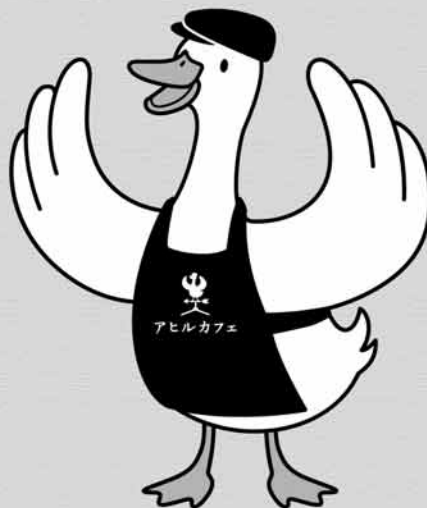
平成15～30年版「インシュアランス生命保険統計号」より

## 健康な人も、病気になった人も、 ライフステージの変化に合わせて 保障を変えられる医療保険

# NEW



通院ありプラン



### 病気やケガのリスクに備える

入院・通院・重大疾病(\*1)を一生涯保障します

(\*1) 重大疾病とは、がん・急性心筋梗塞・脳卒中(三大疾病)のことです。

病気になった人も、  
お申込み  
いただけます(\*3)

特約を  
付加する  
ことで

### 働けなくなるリスクや介護のリスクに備える

病気やケガ、所定の精神疾患で  
働けなくなった場合(\*2)、  
当面の生活費を  
一時金でサポートします

就労所得保障  
一時金特約

精神疾患保障  
一時金特約

所定の要介護状態や、  
認知症による所定の要介護状態に  
該当した場合、発生する費用を  
一時金でサポートします

介護一時金特約

認知症介護  
一時金特約

(\*2) 所定の就労困難状態に該当する必要があります。詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

(\*3) 特定の病気や身体部位または状態について保障しない、あるいは保険料を割増するなどの条件を付けることで、ご契約をお引受けできる場合があります。なお、健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

※将来特約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申込みまたは保障を見直すときの健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

# Affac

アフラック

長野支社

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階  
Tel.026-226-9542 Fax.026-226-9544

P19093 AFツール-2019-5159-1606015 4月22日

「消費税申告一声運動実施中」

## 旧松本市内の部会の皆様へ 会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、6月12日(水)にご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申し上げますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 7月の予定

2日税制委グループ会議 3日新旧正副会長懇談会 7日役員合同研修旅行(一泊二日) 9日女性部幹事会 12日正副会長会、役員会 16日研修委員会 24日青年部納涼ビールパーティー 26日組織委員会 29日決算説明会(生活習慣病健診 1日~5日)

決算説明会(法人税・消費税の説明会/6月決算法人対象) 7月29日(月) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室 同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

松本法人会の全ての会員の皆様へ  
あなたのお知り合いを紹介してください!

# “法人会やまびこ運動” ご協力のお願い

### 「法人会やまびこ運動」って何?

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。

詳しくは各種研修会や広報誌5月号でお配りしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。

チラシがない場合は、事務局までお問い合わせ願います(☎0263-35-8080)

ご協力よろしくお願ひ申し上げます!!



## 県連第7回通常総会 全法連功労者表彰伝達式

6月12日(水)、松本市のアルピコプラザホテルにて(一社)長野県法人会連合会第7回通常総会が開催されました。

総会に併せて、長年法人会活動にご尽力いただいた方に対して『全法連功



者表彰』の伝達式も開催さ

受賞された岩垂氏(左)、小日向氏(中央)、百瀬氏(右)

れ、当会からは次の方々が受賞されました。誠に

おめでとうございます。  
相談役・前川手部会長 岩垂 直次氏(有明北電気工業) 副会長・税制委員長 百瀬 幸子氏(税理士法人のぞみ) 副会長・組織委員長 小日向義夫氏(有泡の湯旅館)

### 青年部主催

## 7月24日(水)開催 納涼ビールパーティーのご案内

青年部恒例のビールパーティーを開催いたします!今年も楽しい余興や嬉しい景品が当たる抽選会を開催しますので是非ご参加ください!(青年部以外の方でもご参加頂けます)

なお、入場チケットにつきましては当日現地にて販売いたしますが、参加人数把握のため、ご参加を希望される方(青年部以外の方)は事前に事務局までご連絡をお願いいたします。

日 時 7月24日(水) 午後6時30分開宴  
(入場6時より可)

会 場 松本麦酒園(松本バスターミナルビル屋上)

会 費 3,500円

内 容 楽しい余興や抽選会を企画しています。

お問合せ 松本法人会事務局まで(電話0263-35-8080)

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 取り出しやすいイラストデータも  
タブレット デモ  
デジタル写真も  
素材を組み合わせて  
自社HPから

一般社団法人 松本法人会  
めざまし企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡生命松本ビル5F  
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 穂高公園 (安曇野市穂高)



穂高地区の東を悠然と流れる穂高川に沿ってわさび畑を臨みながら歩く道伝いに穂高公園があります。この公園は古くからお花見スポットとして大勢の人々で賑わっておりました。また人気テレビドラマのロケ地として何度も取り上げていただいた、絶景ビュースポットでもあります。近年は、少し落ち着いた景色をみせてひっそりとたたずんでいます。春の盛りには満開の桜が公園を埋め尽くし、豪華絢爛な遊歩道を創り、人々の目を楽しませてくれる癒しの空間です。(沖 健史編集委員)

# ドリームフィットネス

## “松本生まれ”の24時間営業フィットネスクラブ ドリームフィットネス

### 経営者様・従業員様の健康維持に! 法人会員制度あり!



最新マシン25台完備

健康経営の目指すところ

健康度UP 生産性UP 健康増進コストDOWN

# 健康経営推進

## ドリームフィットネス

松本市平田東3丁目5-1  
電話:0263-87-3693



川柳コーナー

カレンダー

気付けばすでに  
折り返し

お値段の

うなぎのぼりは  
小休止?

「パパどうぞ」  
くれるスイカは

皮とタネ  
新米

## あしがき

昨今よく耳にする米中貿易戦争

関税の大幅アップや一部商品の輸入規制など、泥沼の展開の様相を呈してまいりましたが、何やら稚拙な喧嘩を見ているようではありません。確かに国の優位性を求め、相手を威嚇することは一つの手段ではあると思いますが、自国のスキルアップには繋がらないような気がします。むしろ相手の優位性を認め、それを上手く利用できるような方法が賢い方法ではないかと思えます。その間に自国の優位性に磨きをかけ、その分野では他の追随を許さないイニシアチブを獲得ことの方が肝要のような気がします。日本の名言に「実るほど頭を垂れる稲穂かな」とありますが、この言葉が死語にならないように祈るばかりです。人間の「素直さ」とか「謙虚さ」とか「粋」とか人間にしかできない行動原理を忘れた立ち振る舞いは動物たちのマウンティングより厄介な仕事です。私も肝に銘じて自分の行動を振り返りたいです。(沖)

(本号編集委員)

山口吉孝

沖 健史



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社